

処 分 基 準

平成30年1月5日作成

法 令 名：飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例
根 拠 条 項：第9条第1項
処 分 の 概 要：指示
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 飲食店営業等に対する条例違反に係る指示は、条例の定めを基準とし、別添「飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例に基づく指示の基準及び営業停止命令の量定基準」のとおり。
問 合 せ 先：警察本部生活安全企画課（電話022-221-7171）又は警察署生活安全課
備 考：

別紙

飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例に基づく指示の基準及び営業停止命令の量定基準

1 指示処分と営業停止命令との関係

飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例（平成14年宮城県条例第43号。以下「条例」という。）第9条の規定に該当する場合は、原則として同条に規定する指示を行い、当該指示に違反した場合には、営業の停止の命令をするものとする。ただし、次のいずれかの場合に該当するときは、指示を行わず、直ちに営業の停止の命令をするものとする。

- (1) 条例第9条に規定する処分事由に該当する同種の条例違反行為を短期間に繰り返すなど、指示によっては自主的に条例を遵守する見込みがないと認められる場合
- (2) 指示の期間中に、当該指示には違反していないが、当該指示に係る条例違反と同種の条例違反を行った場合
- (3) 営業者が条例違反行為によって起訴相当として送致された場合
- (4) 短期20日以上と相当する処分事由に当たる条例違反行為が行われた場合

2 指示処分の基準

指示は、それぞれ処分事由ごとに別表1の「飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例に基づく指示の基準」に基づき行うものとする。

3 営業停止命令の量定基準

営業の停止の命令は、それぞれ処分事由ごとに短期、長期及び基準期間の量定を定めた別表2の「飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例に基づく営業停止命令の量定基準」に基づき、日数を定めて行うものとする。

4 営業停止命令の併合等

処分事由に当たる条例違反行為が2個以上行われた場合において営業の停止の命令を行うときは、1個の営業停止命令を行うものとする。この場合における短期、長期及び基準期間は、それぞれ次のとおりとする。ただし、当該処分事由の中に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとする。

- (1) 短期の量定は、2個以上の処分事由のうち、量定の短期が最も長い期間をその量定とする。
- (2) 長期の量定は、2個以上の処分事由のうち、量定の長期が最も長い期間に、その2分の1の日数を加えた期間をその量定とする。ただし、その長期は、それぞれの量定の長期を合計した期間及び条例に定める期間を超えないものとする。
- (3) 基準期間の量定は、上記(2)において長期の量定の算出の基礎となった処分事由に定められた基準期間に2分の3を乗じた期間をその量定とする。

5 観念的競合

1個の行為で2個以上の処分事由に該当するときの短期、長期及び基準期間の量定の定め方は、次のとおりとする。ただし、当該処分事由の中に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとする。

- (1) 短期の量定は、2個以上の処分事由のうち、量定の短期が最も長い期間をその量定

とする。

(2) 長期の量定は、2個以上の処分事由のうち、量定の長期が最も長い期間をその量定とする。

(3) 基準期間の量定は、上記(2)において長期の量定とされた処分事由に定められた基準期間をその量定とする。

6 常習違反加重

最近3年間に営業の停止の命令を受けた営業者に対し、営業の停止の命令を行うときの短期、長期及び基準期間の量定の定め方は、次のとおりとする。ただし、当該処分事由の中に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとする。

(1) 短期及び長期の量定は、前記4及び前記5に定める量定の短期及び長期に最近3年間に営業の停止の命令を受けた回数の2倍の数を乗じた期間をその量定とする。ただし、その期間は、条例に定める期間を超えないものとする。

(2) 基準期間の量定は、当該営業停止命令に係る処分事由の量定について定められた基準期間に2を乗じた期間をその量定とする。ただし、その期間は、条例に定める期間を超えないものとする。

7 営業停止期間の決定

(1) 営業停止期間は、前記3から前記6までに定める基準期間とする。

(2) 前記(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する事由があるときは、前記3から前記6までに定める長期を超えない範囲内において基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。

ア 最近3年間に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。

イ 指示の期間中に、その指示処分事由と同一の条例違反行為を行ったこと。

ウ 処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。

エ 従業員の大多数が処分事由に係る条例違反行為に加担していること。

オ 悔しゅんの情が見られないこと。

カ 付近の住民からの苦情が多数あること。

キ 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。

ク 16歳未満の者の福祉を害する犯罪であること。

ケ 料金の請求又は取立てに関して暴力団員が関与していること。

コ 外国人の不法就労を助長する行為があること。

サ その他、加重すべき事由があること。

(3) 前記(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する事由があるときは、前記3から前記6までに定める短期を下回らない範囲内において、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。

ア 他人に強いられて処分事由に係る条例違反行為を行ったこと。

イ 営業者（法人にあっては役員）の関与がほとんどなく、かつ、処分事由に係る条例違反行為を防止できなかったことについて過失がないと認められること。

ウ 最近3年間に処分事由に係る条例違反行為を行ったことがなく、悔しゅんの情が著しいこと。

エ 具体的な営業の改善措置を自主的に行っていること。

オ その他、軽減すべき事由があること。

(4) 条例第10条第4項の規定に基づく営業の停止の命令により、営業の停止を命令する期間は、特段の事情がない限り、その飲食店等営業の営業停止期間と同一の期間とする。

8 指示の併課

営業の停止の命令を行う場合において、条例違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業の停止の命令の処分事由について指示を併せて行うことができる。

別表 1

飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例に基づく指示の基準

1 指示の基準

- (1) 条例違反行為が行われた場合は、違法状態の是正を図るため、条例第9条の規定に該当する場合は、原則として指示をするものとする。
- (2) 指示は、比例原則及び平等原則にのっとり行うものとする。
- (3) 指示は、営業者に過大な負担を課さないものとする。
- (4) 指示の内容は、違反行為と関連性のあるものとする。
- (5) 指示は、その理由、内容、不服申立てをすることができる旨等を記載した書面で行うものとする。
- (6) 指示は、1回の違反について1回行うものとする。

2 指示の内容

- (1) 違反状態にある場合は、当該違反状態を解消させるため必要な指示をするものとする。この場合において、当該違反が、指示後直ちに解消させるべきものであるが、それが困難なものである場合は、その態様に応じ、必要最小限度の猶予期間を設けるほか、必要により、違反状態の解消方法を併せて指示するものとする。
- (2) 違反状態が解消されている場合には、将来において同種の違反行為が行われることを防止するための指示を行うものとする。

別表 2

飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例に基づき営業停止命令の量定基準

違反事項	関係条項	量定
【条例に違反する行為】		
1 料金表示に関する著しく低廉又は不当の表示違反	第3条	C
2 不当な勧誘又は広告、宣伝禁止違反	第4条	C
3 不当な料金の取立て等の禁止違反	第5条	C
4 不当な勧誘、取立てを用いた営業の禁止違反	第6条	A
5 資金又は場所の提供の禁止違反	第7条	C
6 指示処分違反	第9条	B
7 営業停止命令違反	第10条	A
8 標章の破壊、汚損、取り除き違反	第11条第4項	D
9 報告、資料の提出等違反	第14条第1項・第2項	E
【刑法に違反する行為】		
10 有印私文書偽造等（第159条） 無印私文書偽造等（第159条）		C D
11 偽造有印私文書行使（第161条） 偽造無印私文書行使（第161条）		C D
12 殺人及び同未遂（第199条、第203条）		A
13 殺人予備（第201条）		D
14 傷害（第204条）		B
15 傷害致死（第205条）		B
16 現場助勢（第206条）		D
17 暴行（第208条）		D
18 過失傷害（第209条）		E
19 過失致死（第210条）		E
20 遺棄（第217条）		D
21 保護責任者遺棄等（第218条）		C
22 遺棄等致死傷（第219条）		B
23 逮捕及び監禁（第220条）		C

24	逮捕等致死傷（第221条）	B
25	脅迫（第222条）	D
26	強要及び同未遂（第223条）	D
27	窃盗及び同未遂（第235条、第243条）	B
28	強盗及び同未遂（第236条、第243条）	A
29	強盗予備（第237条）	D
30	事後強盗及び同未遂（第238条、第243条）	A
31	昏睡強盗及び同未遂（第239条、第243条）	A
32	強盗致死傷及び同未遂（第240条、第243条）	A
33	強盗・強制性交等及び同致死、同未遂（第241条第1項、同条第3項、第243条）	A
34	詐欺、同未遂（第246条、第250条）	B
35	電子計算機使用詐欺、同未遂（第246条の2、第250条）	B
36	準詐欺、同未遂（第248条、第250条）	B
37	恐喝、同未遂（第249条、第250条）	B
38	器物損壊等（第261条）	D
39	自己の物の損壊等（第262条）	D

備 考

この表における量定の区分は、それぞれ次のとおりとする。

【条例の規定に違反する行為】

- A 60日以上240日以下の営業停止命令（基準期間は、80日）
- B 30日以上150日以下の営業停止命令（基準期間は、40日）
- C 20日以上120日以下の営業停止命令（基準期間は、30日）
- D 10日以上60日以下の営業停止命令（基準期間は、20日）
- E 5日以上40日以下の営業停止命令（基準期間は、14日）

【刑法の規定に違反する行為】

- A 60日以上240日以下の営業停止命令（基準期間は、160日）
- B 30日以上150日以下の営業停止命令（基準期間は、80日）
- C 20日以上120日以下の営業停止命令（基準期間は、60日）
- D 10日以上60日以下の営業停止命令（基準期間は、40日）
- E 5日以上40日以下の営業停止命令（基準期間は、28日）